

令和3年度秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和3年11月15日（月） 午後1時30分～午後3時15分

場 所：議会棟大会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 5名

内 藤 徹 弁護士

寺 田 幸 弘 医師

寺 山 晃 永 株式会社秋田銀行人事部部長代理

高 橋 亨 一 公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事

三 浦 まゆみ 秋田市市民相談センター所長

※齋藤委員、石井委員は所用により欠席。

○秋田県

長嶋生活環境部次長、持主生活環境部参事、齋藤県民生活課長、県民生活課、地域・家庭福祉課、障害福祉課、医務薬事課、雇用労働政策課、建築住宅課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総合教育センター、警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、生活安全企画課、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、交通企画課、交通指導課、運転免許センター

2 秋田県生活環境部次長あいさつ

県では、昨年度策定した「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、被害者の方々が平穏な生活を取り戻すことができるよう、各施策を進めており、このうち犯罪被害者等に対する県民の理解を深めるための取組として、6月30日の「犯罪被害を考える日」にあわせて、秋田駅で啓発キャンペーンを実施したほか、今月27日には、秋田市のにぎわい交流館AUにおいて「犯罪被害者週間・県民のつどい」を開催することにしております。

また、あきた性暴力被害者サポートセンターにおいては、今年度からメールによる相談の受付や国を窓口としたSNS相談への対応を開始するなど、若年層が相談しやすい環境づくりに努めており、今後とも、犯罪被害者等の方々を県民全体で支える地域社会づくりを目指し、国や市町村、警察、犯罪被害者等早期援助団体などと連携を図りながら、支援施策を推進してまいりますので、皆様にはこれまで以上にご協力くださるようお願い申し上げます。

本日の会議では、「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」の最終年度となりました令和2年度の支援施策の実施状況等についてご審議いただくこととしており、委員の皆様からは、忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

3 議 事

(1) 第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の令和2年度実施状況及び評価について

第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき令和2年度の実施状況と自己評価を説明。(略)

寺山委員	自己評価については、91施策が俯瞰でき非常にわかりやすいものであった。相談窓口は、設置したとしても、利用していただくのが難しいと我々も実感している。メールやSNSの活用などよい取組をしているが、まっさらなものに打ち込むことは負担が大きいので、入力フォームを作成するなど、心理的なハードルを下げることも重要ではないか。
県民生活課長	メール相談は令和3年度から開始したもので、基本的には、会話ができる電話や面接につなげるための手段と位置付けており、フォームまでは考えていない。SNS相談は国が一律で受付し、重い案件などは県に引き継がれることになっており、これも電話相談等へつなげるための手段と考えている。
内藤会長	裁判の世界でも、昔は遠距離の場合、電話会議をやることもあったが、現在はオンラインで可視化できるようになった。ただし、本心は対面してこそ初めてわかるものであり、秋田被害者支援センターでも電話による相談が多いが、なるべく面接までこぎつけたいと考えている。 メールやSNSで接触を図っていただき、電話や面接に誘導していただきたい。
三浦委員	「ほっとハートあきた」において、メール相談を開始したことは非常によいこと。コロナ禍による在宅時間の増加や経済的な理由で、DV等が増えており、電話をかけにくい場合でも、声を出さずに気持ちを伝えられるメールやSNSは、男性がそばにいてもできることであり、有効な手段である。 令和2年度の相談件数については、全国では前年比23.6%と増加している中、本県は令和元年度の75件から47件と減少しているが、その理由をどう捉えているか。
県民生活課長	全国と本県の傾向が違う要因について、いろいろ考えたが、明確な理由はわからない。県警の相談件数も減少しており、本県ではコロナ禍で在宅が増えているという状況でもなく、そもそも性暴力の被害も少ないのは、結局、温厚な県民性によるところが大きいのではないかと考えている。

三浦委員

確認だが、令和元年度の75件が特別に高かったという認識でよいか。

県民生活
課長

「ほっとハートあきた」の周知が進み、増加のトレンドの中で、令和2年度の47件が極端に少ないという認識である。

寺田委員

我々医療従事者も皆様方も、この1年はコロナ禍で大変だったと思う。このようなパニックの中で人々の行動も変わってきたと認識しており、どういふ変化があったのか明確にする必要がある。被害者支援の中で、大きな変化があった取組があれば教えていただきたい。

高橋委員

秋田県は全市町村で被害者支援に特化した条例が定められており、さらに見舞金支給制度も全市町村で定められている。このように全市町村に条例があるのは、全国で8府県だけであり、県の条例すら制定されていないところもあると聞いている。令和3年度の警察庁の犯罪被害者白書によると、県の条例制定は約92%、市町村の条例制定は約36%となっている。

どういふ経緯で、全市町村で条例が制定されたのかは不明だが、各市町村でその点についてもっと広報活動をやっていたらと思う。制度があっても加害者と被害者が親族関係の場合、遺族見舞金や障害見舞金の支給対象から除外される場合が多い。秋田県の刑法犯の認知件数は減ってきており、全国でも一、二の犯罪の認知率、検挙率の高さを誇っており、秋田県がいかに安全安心かが数字的にもわかる。その中で、親族や夫婦間など身近な方々で起こる児童虐待やDVが増加している。せつかく全市町村で見舞金支給制度があるのだから、各市町村の給付金支給制度の拡充なども進めていただきたい。

それから、市町村の総合的対応窓口担当者に対して、いろいろ研修をやっているようだが、警察に相談したくない相談者も多いため、市町村の窓口でもそういう方への相談対応ができるような体制を構築していただきたい。そのことが全市町村による県を挙げての被害者支援の体制なのかなと感じている。全国で8つしかない県であり、早く進めていただければと思う。

県民生活
課長

犯罪被害者等支援条例だけでなく、見舞金支給制度も全市町村にあるなど、秋田県は制度的には先進県である。ワーストはよく報道で取り上げられるが、このようなよいことも引き続き啓発していきたい。

市町村の窓口研修会を毎年行っているが、今年はコロナ禍で演習ができなかった。研修会を活用して地道にスキルアップを図っていきたい。

(2) 令和3年度支援事業について

令和3年度犯罪被害者支援事業について、資料に基づき説明。(略)

寺山委員

令和3年度の取組については、順調だと感じた。

我々の会社でもセミナーや研修会をやっているが、コロナ禍でオンラインによるセミナー等が、標準的になってきている。外部講師についても以前は実際にお越しいただいたが、オンラインが主流になっている。

学校等における取組も含め、多くの方々に視聴していただくためにも、オンライン併用の仕組みが必要だと思うがいかがか。

県民生活
課長

コロナ禍を踏まえて、県庁での会議や市町村との打合せなど、オンライン化が進んでいる。ただし、演習については、オンライン化は難しいと思っている。講演会やイベントなどのオンライン化は、啓発を進めていく上での今後の課題と考えている。

(3) その他

最後に、全体を通してこれまで実施した県の支援施策等についての意見や要望を伺った。

内藤会長

特にないようなので、秋田被害者支援センターの高橋専務理事からセンターの状況等についてご説明ください。

高橋委員

令和2年度の秋田被害者支援センターの概要について、相談活動は電話と面接があり、相談員及び支援活動員はすべてボランティアで運用している。常勤職員は私を含めて3名である。

昨年度、相談専用電話で受けた相談件数は98件で、内訳は性的被害9件、暴行・傷害4件、DV3件、ストーカー4件、交通事故4件、詐欺1件、その他73件である。

相談者の捉え方だと思うが、秋田被害者支援センターという名称のせいか、警察組織の一部だと認識して電話してくる方もおり、その際は近くの警察署に改めて電話するよう説明している。男女別では、男性66名、女性32名である。あきた性暴力被害者サポートセンターの運営も行っているが、秋田被害者支援センターに性的な相談があった場合はそのまま対応し、専門の他機関に相談するようアドバイスしたり、被害の苦しさ、不安、悩み、怒りを傾聴し、そして共感することとしている。まずは傾聴することを心がけている。

(昨年の具体的な相談事例を数例紹介)

ボランティアの方々には自分が活動できる日や時間の範囲内で対応しており、相談員を指名されることもあるが、対応が難しい場合もある。ボランティアの高齢化も進み、介護等で活動に従事できる時間が減少している方もおり、次の世代の方々の確保が課題である。ここ2年はコロナの関係で人々の生活様式も変化し、相談件数も多くはないが、相談者が電話や面接を通じて、少しでも安心して、前向きになればという想いで相談員は活動している。

内藤会長

秋田被害者支援センターでは、FM樺台と連携して広報活動をしているが、県や県警も連携して広報しているものか。

県民生活
課長

TV、ラジオ、新聞、県広報紙等、様々な広報媒体を活用している。犯罪被害者支援については、年間のイベント等を県のホームページに掲載するとともに、啓発資料を交通安全などの他の行事も活用して配布している。FM樺台とは連携していない。

内藤会長

犯罪被害者等基本法が犯罪被害者支援に関する上位法になっており、国、地方公共団体、国民が犯罪被害者等に対する一定の責務を持っていることが明記されている。法律の中で「犯罪等」という言葉を使っており、「犯罪等」とは犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為であり、犯罪被害者等支援はさらに広い概念を保護対象にしていることから、それが大事なポイントだと思っている。犯罪でなければ相談できないのではなく、ストーカー、家庭内暴力、虐待など、これを見聞きした第三者の相談も受け付けるなど、「犯罪等」とは犯罪に類するものも含む幅広い概念だということを是非啓蒙していただきたい。広く捉えていくことが大事である。

寺田委員

我々も不妊症の方々の電話相談を受け付けているが、不条理な内容で、対応している助産師が精神的に参ってしまう事例がかなりある。先ほどのセンターの事例を聞いて、ボランティアの方もご苦労されていることがわかるので、ボランティアの方への支援も行っていたきたい。

三浦委員

犯罪被害者週間に合わせた秋田市の広報啓発活動としては、『広報あきた』の11月19日号で犯罪被害者週間の記事を掲載することにしており、ご覧いただきたい。また、11月16日にABSラジオで犯罪被害者週間をPRする予定なので、併せてお聞きいただきたい。

内藤会長

各委員の意見を検討の上、今後の施策に反映していただきたい。

(以 上)

